

医薬副発 0918 第 1 号  
薬機発 第 5745 号  
令和 8 年 9 月 18 日

各 

|         |
|---------|
| 都 道 府 県 |
| 保健所設置市  |
| 特 別 区   |

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局総務課  
医薬品副作用被害対策室長  
（公 印 省 略）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
理事長  
（公 印 省 略）

医薬品副作用被害救済制度等に関する集中広報等  
の周知について（協力依頼）

医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「健康被害救済制度」という。）は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

本制度を広く国民や医療関係者に認知・ご理解いただくため、制度の運営主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）において、毎年、「薬と健康の週間（10 月 17 日～23 日）」を含む 10 月から 12 月までの約 3 か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として、制度の認知度・理解度の一層の向上を目指し広報活動を積極的に展開しております。

つきましては、貴職においてご了知のうえ、貴管内市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関（都道府県立病院及び市町村立病院を含む。）等に集中広報の取組を周知いただくとともに、貴都道府県、保健所設置市又は特別区の広報誌やホームページにおいて、広報資料の掲載や PMDA ホームページのリンク先を紹介するなど、広報にご協力いただきますようお願い申し上げます。

(URL:[https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai\\_camp/index.html](https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html))

なお、今年度はPMDAが作成した広報資材のほか、厚生労働省及びPMDAが「連続ドラマW MR-医薬情報担当者-」（主演：向井理）とタイアップした広報資料も施設内での掲示やデジタルサイネージ等の周知に活用することができます。添付した画像データをご活用ください。

注 当該画像データは施設内での周知に限ってご利用ください。

(参考：厚生労働省特設サイト URL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou\\_kouhou/kouhou\\_shuppan/tieup/mr.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/tieup/mr.html))

そのほか、年間を通じて、eラーニング講座や出前講座を活用した制度周知も行っております。

詳細は下記のとおりです。是非ご活用願います。

## 記

### 1. 集中広報の内容（予定）

○ PMDAでは、健康被害救済制度のリーフレット、制度解説小冊子、ポスター、その他広報資料を無料で配布しており、PMDAホームページからもダウンロードすることができます。

(URL:<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0063.html>)

また、以下のような取組も行っております。

- ・ 大手インターネットメディアを活用した制度の紹介動画やWEB広告の配信
- ・ 病院や薬局のビジョンを使用した動画放映
- ・ 医療関係の専門誌や学会誌への広告掲載
- ・ 全国でのテレビCMの放映 等

注1 広報資材のデザイン改訂に伴い、博多華丸・大吉を起用した広報資材については、本年10月以降のご使用をお控えください。10月以降は、PMDAオリジナルキャラクター（ドクトルQ）を使用した広報資材又は新デザインの広報資材をご使用くださいますようお願いいたします。なお、新デザインの広報資材は本年10月以降にPMDAホームページ（上記URL）に掲載予定です。

注2 別添にて広報例（原稿）をお送りします。広報誌に掲載するなどのために電子媒体をご希望の場合には、PMDAまたは厚生労働省までご連絡ください。



医薬品  
副作用被害  
救済制度

お薬を使う  
すべての方に  
知ってほしい  
制度です。

医療関係者の  
みなさまへ

PMDA  
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency



医薬品  
副作用被害  
救済制度

お薬を使う  
すべての方に  
知ってほしい  
制度です。

医師の  
みなさまへ

PMDA  
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency



医薬品  
副作用被害  
救済制度

お薬を使う  
すべての方に  
知ってほしい  
制度です。

薬剤師の  
みなさまへ

PMDA  
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency



医療関係者のみなさまへ  
eラーニングで学びませんか？

医薬品  
副作用被害  
救済制度

PMDA  
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency



医薬品  
副作用被害  
救済制度

お薬を使う  
すべての方に  
知ってほしい  
制度です。

医療学生の  
みなさまへ

PMDA  
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency



医薬品  
副作用被害  
救済制度

お薬を使う  
すべての方に  
知ってほしい  
制度です。

医師の  
みなさまへ

PMDA  
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency



医薬品  
副作用被害  
救済制度

お薬を使う  
すべての方に  
知ってほしい  
制度です。

薬剤師の  
みなさまへ

PMDA  
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency



医薬品副作用被害救済制度

CLICK !!

eラーニングで  
学びませんか？




医薬品副作用被害救済制度  
eラーニングで学びませんか？



医薬品副作用被害救済制度  
出前講座受付中



医療関係者の皆さまへ

# 医薬品副作用被害救済制度

## eラーニングで 学びませんか？

eラーニングはパソコンはもちろん、スマートフォンやタブレットでいつでもどこでも気軽に受講することができます。



ドクトルQ

(医薬品副作用被害救済制度  
オリジナルキャラクター)



ピムット

(PMDA公式キャラクター)

### Point 1 講座の受講料は不要

- 医薬品副作用被害救済制度特設サイトに常時掲載。どなたでも何度でも利用が可能です。

### Point 2 研修や講義でも利用可能！

- 医療機関・医師会・薬剤師会・行政機関等の研修や大学等での講義で利用可能です。
- 医療法施行規則に規定する、医薬品安全管理責任者が行う「従業者に対する医薬品の安全使用のための研修」にも利用可能です。
- 事前にご要望があれば、視聴後のアンケート機能を用いた、受講者数や受講者リストのご提供や、eラーニング講座を保存したDVDの無償でのご提供も可能です。

詳しくは **救済制度 eラーニング** で **検索**



# 医薬品副作用被害救済制度 のご説明に、 PMDAより **講師派遣** いたします (出前講座)



講師の派遣については、対面形式での講義のほか、WebexやZoom等によるオンライン講義・録画講義など、研修等の様々な開催方法に応じた対応が可能です。

また、交通費、謝礼金等は一切いただいておりません。

医療機関、医師会、薬剤師会、行政機関などでの研修に、ぜひお役立てください。



詳しくは **救済制度 出前講座** で **検索**

【問い合わせ先】 医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部 企画管理課

## ■ eラーニング講座、出前講座に関する問い合わせ

電話番号：03-3506-9460 Eメール：kyufu@pmda.go.jp

## ■ 医薬品副作用被害救済制度 相談窓口

**☎ 0120-149-931** 受付時間：(月～金) 9時～17時 (祝日、年末年始を除く)

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

## ■ 救済制度の詳細は、PMDAホームページ特設サイトをご覧ください。

[https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai\\_camp/general06.html](https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/general06.html)



独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency

**PMDA**